

八雲町外部公益通報事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に則り、行政機関に対する外部公益通報の適切な処理及び通報者の保護に関する手続を定めることにより、法令遵守を推進し、もって公正な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する町の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 通報対象事業に関する処分または勧告等の事務を所掌する課をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報及びこれに関する相談は、当該外部公益通報の通報対象法令違反事実に係る事務を所管する所管課において受け付けるものとする。

- 2 総務課人事厚生係は、外部公益通報に関する事務に関し、総合的調整を行うものとする。

(通報の受付及び措置等)

第4条 外部公益通報は、面談、電話、書面、電子メールその他適当と認める方法によるものとする。ただし、明らかに不正の目的と認められる場合は受け付けないことができる。

- 2 所管課は、外部公益通報（匿名によるものを除く。）の内容が、町の機関の権限に属さないものであると認める場合であっても受け付けし、当該外部公益通報に係る権限を有する行政機関に通報内容を連絡するとともに、当該行政機関を通報者に教示しなければならない。また、外部公益通報に該当しないものと認める通報であっても、法令遵守に有益な情報は参考情報として受け付けるものとする。
- 3 所管課は、通報者からの連絡や相談に際し、秘密保持を徹底し、適切に対応しなければならない。
- 4 所管課は、外部公益通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

る。

- (1) 通報者の氏名又は名称及び連絡先
- (2) 通報対象事実の内容（誰が、いつ、どのような法令違反行為を行ったか）
- (3) 通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する理由
- (4) 法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

5 所管課は、外部公益通報（前項の参考情報を含む。）を受け付けたときは、外部公益通報受付書（様式第1号）に所定事項を記載し、その写しを総務課長に提出しなければならない。

（受理・不受理の通知）

第5条 所管課は、受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否か及び当該通報対象事実について調査する必要があるか否かを遅延なく決定し、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第6条 所管課は、通報対象事実について調査する必要があると認めた場合は、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 所管課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ遅延なく必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 所管課は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知するよう努めなければならない。
- 4 所管課は、調査中において、他の行政機関が処分または勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を通報者に対し遅延なく教示しなければならない。この場合において、法執行上の問題がない範囲内で、当該通報事案に係る資料を通報者に提供することができる。
- 5 所管課は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報調査結果報告書（様式第3号）に記載し、総務課長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第7条 所管課は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認された場合は、法令に基づく処分その他適当な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

(措置結果等の通知)

第8条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容及び是正結果を外部公益通報調査・措置結果通知書（様式第4号）により、速やかに通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 所管課は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(協力の義務)

第9条 職員は、外部公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合においては、各所管課は、連携して調査し、及び措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、主たる事務を所管する所管課が行うものとする。

(補足)

第10条 所管課は、外部公益通報の受付から調査、措置、通知に至る一連の経過について、適切に記録を作成し、保存しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。